

台湾向け原産地証明書（日本産食品を含む）への文言の追加について

神戸商工会議所・貿易証明センター

2022/03/07

本年2月21日、台湾当局は、一部産品を除き、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産の農林水産物・食品への輸入規制を緩和しました。これに伴い、台湾当局より、各地商工会議所が発給する原産地証明書（上記5県産以外も含む）に、発給の法的根拠を明確にするような文言（この原産地証明書は、経済産業省が所管する商工会議所法に基づき、商工会議所が発行するもの）の記載を求められました。

つきましては、台湾向けの日本産食品の輸出に関する原産地証明書に下記の要領で指定文言を記載いただきますようお願いいたします。

なお、3月31日発給分までは移行期間のため現行様式でも可ですが、**4月1日以降は指定文言のない発給申請は受付できません**のでご注意ください。

記

◆指定文言（※文言は一切変更できませんのでご注意ください）

This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.

◆記載箇所

6. Remarks 欄

※生産地の都道府県名などが記載しきれない場合は、文言の最後に「*」（アスタリスク）を付け、7欄にも「*」を付けて続きを記載してください。

◆オンライン発給での記載について

- ・原産地証明書の「6. 備考」欄に指定文言を入力します。
- ・入力できる文字数の上限は200文字ですので、都道府県名などが入力しきれない場合は「*」で「その他」欄につなげて入力してください。

【裏面に続きます】

◆ご注意

- ・従来の「生産地の都道府県名」の記載も引き続き必要です。
- ・7欄に「Shipper's statement」として都道府県名を記載する場合は、6欄に指定文言のみを記載し、7欄に従来どおり都道府県名を記載してください。
- ・指定文言を典拠書類のインボイスなどに記載することはできません。
- ・台湾向け日本産食品以外の仕向地、製品に関する原産地証明書には、指定文言を記載できません。
- ・インボイス証明、サイン証明には指定文言を記載できません。

【記載例】

5. Transport details From: Kobe, Japan To: Keelung, Taiwan By: Sea On or about: 2022/03/07	6. Remarks This certificate of origin is issued by the Chamber of Commerce and Industry in accordance with the Chambers of Commerce and Industry Act under the jurisdiction of the METI.
---	--

以 上

【本件担当】